

贈らない、求めない、受け取らない

徹底しよう「三ない運動」

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会が多いシーズンです。

そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのがきれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



政治家の寄附禁止の対象例

お祭りへの寄附・差し入れ、町内会の集会・旅行などの催し物への寸志・飲食物の差し入れ

結婚祝（※）、香典（※）、卒業祝、入学祝など



お歳暮・お年賀など



×
開店祝などの花輪、葬儀の花輪・供花、病気見舞いなど



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

次の行為が禁止されています

- ① 政治家の寄附の禁止
政治家が選挙区内にある人に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。政治家以外の人が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。
- ② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。
- ③ 政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある人に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をしたりすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。
- ④ 政治家の後援団体の寄附の禁止
政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある人に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

その他禁止されている行為

○政治家が選挙区内にある人に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。

○政治家や政治家の後援会が、選挙区内にある人に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

◎問い合わせ先

役場選挙管理委員会 ☎ (86) 1111 [直通]

総務省ホームページ

（なるべく選挙「寄附の禁止」）

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

※広報誌「総務省」（2018年12月号）から抜粋